令 和 3 年 度
 津 山 市 農 業 委 員 会
 (9月定例会議事録)

令和3年9月10日(金) 14時00分~ 津山市役所 本庁舎2階 大会議室 津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出 席 委 員(16名)

1. 長森 健樹 2. 井家上 淑子 4. 堀江 政由 7. 小島 仁太郎 8. 坂本 弘治 9. 筒 塩 清美 10. 寺元 久 郎 11. 岡田 成 子 13. 吉野 夏己 14. 髙山 一英 15. 大山 正志 16. 植本 幸男 17. 竹内 隆一 18. 太田 19. 山下 裕恭 英 男

欠 席 委 員(3名)

3. 池田 幸正 5. 仁木 紹祐 6. 尾島 宏明

事 務 局(8名)

吉田 局長 高橋 次長 亀澤 主任 今井 主事定兼 主査 小椋 主査 濃野 主幹 松田 参事

議事

- 議案第 43号 農地法第3条の規定による許可申請承認について(委員会処分)
- 議案第 44号 農地法第4条の規定による許可申請承認について(市長処分)
- 議案第 45号 農地法第5条の規定による許可申請承認について(市長処分)
- 議案第 46号 農地転用事業計画変更承認について(市長処分)
- 議案第 47号 非農地証明願承認について
- 議案第 48号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの 判断について
- 議案第 49号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 50号 農用地利用集積計画の承認について(農地中間管理権の取得)
- 議案第 51号 津山市国民健康保険運営協議会委員の推薦について
- 報告第 11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

その他

議 事 録

別紙の通り

 $(14:00\sim)$

事務局長

定刻が参りましたので、令和3年9月の津山市農業委員会定例会を始めます。

本日は、委員19名中、16名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。なお、3番池田委員、5番仁木委員、6番尾島委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

長 森 会 長

みなさま、ご苦労様です。お盆頃から雨が続いておりましたが、9月に入りましてようやくお天気が良くなってまいりました。これから秋の農作業が本格的になっていくと思いますが、くれぐれも農作業による事故には気をつけていただければと思います。またコロナも終息に向かいつつあるようですが油断せず、体調管理には十分配慮してください。

それでは先ほど行われました運営委員会の報告を太田運営委員長よろしくお願いします。

太 田 委

員

先ほど開催されました第6回運営委員会について、私から報告します。本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思いますので、よろしくお願いします。以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

長 森 会 長

ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。 16番植本委員、17番竹内委員、お願いします。

それでは、議案第43号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程いたします。事務局説明お願いします。

事務局 (津山)

それでは、議案第43号の説明をいたします。今回、津山地区から6件、加茂地区から5件、勝北地区から1件、合計12件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから6ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、奈良県奈良市南紀寺町の80歳の男性から、三浦の70 歳農業の男性への、親族間の贈与による所有権移転です。

続きまして、1-2についてですが、楢の61歳の男性から、同じく楢の63歳 農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-3についてですが、楢の63歳の男性から、同じく楢の61歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-4についてですが、神戸の86歳の男性から、同じく神戸の29歳会社員の男性への、親族間の贈与による所有権移転です。

続きまして、1-5についてですが、国分寺の81歳の男性から、同じく国分寺の71歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-6についてですが、日上の98歳の男性から、同じく日上の40歳会社員の男性への、親族間の贈与による所有権移転です。

以上、津山地区の申請6件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上です。

事務局(加茂)

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1についてですが、大阪市旭区高殿の66歳の男性から、加茂町齋野谷の8 1歳農業の男性への、新規就農による所有権移転です。譲受人は長年申請地を耕作 されており、また、農事組合法人において農業に従事されており、地元委員より問 題ない旨のご意見をいただいております。申請地の区域については、8月定例会議 案第42号で決議された、区域の実情に応じた農地として、下限面積引き下げ分に なります。

続いて2-2についてですが、岡山市中区新京橋の67歳の女性から、大阪府貝

塚市橋本の64歳農業を志す男性への、新規就農による所有権移転です。譲受人は 申請地すぐの空き家を購入しており、今後の状況を鑑みながら、まもなく移住して こられるとのことです。空き家に付随した農地として、下限面積引き下げ分になり ます。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけておりま す。また、譲受人に対し、地元委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見を いただいております。

続いて2-3から2-5についてですが、譲受人が同一のため一括して説明しま す。2-3の譲渡人は加茂町公郷の65歳女性、2-4の譲渡人は加茂町楢井の6 4歳男性、2-5の譲渡人は加茂町公郷の94歳女性、以上の譲渡人から、加茂町 公郷に事務所を置く、農事組合法人への新規就農による所有権移転です。この農事 組合法人は、8月定例会でご説明した加茂町公郷の66歳男性が設立した法人であ り、主に加茂地区で営農型太陽光を活用しながら今後耕作をされる予定です。営農 計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また、譲 受人に対し、地元委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいてお ります。

以上、加茂地区の申請5件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすること が出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えら れます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区分の説明は以上です。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、新野東の67歳の男性から、西中の65歳運送業の男性 への贈与による所有権移転です。

以上、勝北地区の申請1件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出 来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられま す。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

議案第43号の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。それでは担当委員から意見お願いします。

14番髙山です。1-1について説明します。所有者は他県に居住しており、従 来から受人が申請地のうち3筆を耕作していました。今回は渡人のその他の農地と ともに全てを所有権移転するようです。問題ないと思います。また下津川の農地も 申請地となっておりますが、こちらも問題ありません。よろしくお願いします。

7番小島です。1-2、1-3ですが、どちらの受人も一生懸命にされている方 ですのでよろしくお願いします。

1番長森です。特に問題ないと池田委員から聞いておりますので、よろしくお願 いします。

8番坂本です。1-5については、受人は従来から申請地を耕作していたようで す。1-6については、親族間の贈与によるものですので問題ないと判断しており ます。よろしくお願いします。

19番山下です。2-1ですけど、事務局の説明のとおり、申請地は受人の家の すぐそばで、長年耕作してきたところであり、受人は新規就農となってはいます が、地元の農業組合法人の組合員として農業をやってきた実績もあるため、問題は ありません。

10番寺元です。2-2について説明します。受人は現在大阪で農地を借りて畑 作をされており、田舎で農業がしたいという希望があったようです。能力も道具も あるので、問題ないと思います。

17番竹内です。2-3、4、5ですが、受人は、新しく設立された農事組合法 人であり、法人の理事二人と児玉推進委員とで1時間ほど面談を行い、問題ないと 判断しました。よろしくお願いします。

4番堀江です。尾島委員が欠席のため、代わりに説明します。4-1ですが兄か ら弟への贈与です。申請地は長年耕作されていませんでしたが、受人である弟が除

事務局 (勝北)

長 森 会 長 髙 山 委 員

小 島 委 員

長 森 会 長

坂 本 委 員

Щ 下 委 員

寺 元 委 員

竹 内 委 員

堀 江 委 員 草し、現在は野菜を植え付けています。問題ありませんので、よろしくお願いしま す。

長 森 会 長

*長 森 会 長

長 森 会 長

事務局(津山)

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明並びに担当委員からの意見 がありましたが、本案について皆さんご質問等ありますか。

ありません。

ないようでしたら採決に移りたいと思います。本案に対しまして賛成の方は挙手 をお願いします。

《 多数、举手 》

はい。賛成多数ということで、原案通り承認いたします。

続きまして、事務局、議案第44号農地法第4条の規定による許可申請承認につ いて説明お願いします。

それでは、議案第44号の説明をいたします。今回、津山地区から2件の申請で

議案書のページは7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・野介代の畑、107㎡の件についてです。この件につきましては、議案第 45号1-1番と関連する事業計画となっています。農地区分は、第1種、第3種 に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は貸露天駐車場です。転用 事業者は、沼にお住まいの71歳農業の女性です。申請地の近隣に事務所を置く会 社の業務拡張により、駐車場が必要なため、申請地を露天駐車場として整備し、貸 し付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、隣接地と高 低差はなく砕石敷きを行い、雨水排水については、既存排水路に放流するなど、土 砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。野介代土地改良区 から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのこと から、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・新田の畑、243mの件についてです。農地区分は、第1 種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅 で、施設の概要は、木造2階建て全高8.6m程度の居宅1棟で、建ペい率は22%で す。転用事業者は新田にお住いの61歳会社員の男性です。現在、申請地の北側隣 接地の居宅にて生活していますが、老朽化が進み、また、裏山の崩落の危険性があ ることから、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界 部分については、隣接地と高低差はなく、雨水排水については、既存排水路に接続 し、生活雑排水は合併処理槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然 に防止する計画となっています。新田町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を 受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問 題ないものと考えます。

議案第44号の説明は以上です。

長 森 会 長 大 山 委 員

井家上会長代理

長 森 会 長

長 森 会 長

長 会 長 はい、ありがとうございました。続きまして担当委員からご意見お願いします。

1区大山です。1-1について説明します。現地は道路沿いの土地で問題ないと 思います。よろしくお願いします。

2番井家上です。一部既存の住宅を取り壊して、一体として新しく住宅を建てる 計画とのことです。一部盛土がしてありましたので、申請書に顛末書を添付させて おります。問題はないと思います。よろしくお願いします。

ありがとうございました。只今、事務局の説明並びに地区担当委員の意見があり ました。何か皆さんご質問等、ありませんか。

ありません。

はい、ないようでしたので採決に移ります。本案について賛成の方、挙手お願い します。

《 多数、举手 》

はい、賛成多数ということで原案通り承認します。

続きまして議案第45号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程い

たします。事務局、説明をお願いします。

事務局(津山)

それでは、議案第45号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転4件、久米地区から所有権移転2件の計6件の申請です。

議案書のページは、8ページから9ページです。それでは、議案書をもとに説明 します。

1-1番・野介代の畑、89㎡の所有権移転の件についてです。この件につきましては、議案第44号1-1番と関連する計画となっています。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は貸露天駐車場です。転用事業者は、南新座に本店を置く資本金の額2,000万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。申請地の近隣に事務所を置く会社の業務拡張により、駐車場が必要なため、申請地を譲り受け、露天駐車場として整備し、貸し付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、隣接地と高低差はなく砕石敷きを行い、雨水排水については、既存排水路に放流するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。野介代土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・戸島の田、2,304㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場で、施設の概要は、露天資材置場及び露天駐車場です。転用事業者は上田邑に本店を置く資本金の額300万円の株式会社で、主な事業は運送業です。上田邑にある本社敷地に隣接する土地を賃借し事業を行っておりましたが、所有者から返却を求められたことから駐車場及び資材置場を確保する必要が生じ、また、申請地近くに資材置場を所有していることから、申請地隣接地の農地転用を受けておりますが、この度、申請地について、譲り受ける協議が整ったことから、露天駐車場及び露天資材置場として整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存法面を設け、雨水排水については、自然浸透及び既存水路へ流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。灘池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・中原の畑、402㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地ですが、用途変更の承認を受けております。転用目的は農業用倉庫で、施設の概要は、鉄骨造平屋建て全高2.5m程度の農業用倉庫1棟、露天農業用資材置場及び農作業場です。転用事業者は、中原にお住まいの72歳農業の男性です。申請地の近隣に農地を所有しており、農作業の作業効率の高めるため、申請地を譲り受け、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、東側・西側は隣接地の方が高く、西側は安定した法面があり、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。中原町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・河辺の畑、290㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅で、施設の概要は、木造平屋建て全高4.4m程度の居宅1棟で、建ペい率は29%です。転用事業者は河辺にお住いの34歳会社員と43歳会社員のご夫婦です。現在、アパートにて生活していますが、子供の成長に伴い手狭となったことから、申請地を譲り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、張芝を行った法面を設け、雨水排水については、新設側溝を既存排水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。河辺井口町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は

農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

事務局(久米)

続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-1番・久米川南の畑、14㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は擁壁です。転用事業者は、久米川南にお住いの77歳農業を営む女性です。自宅の敷地を支える法面擁壁が緩んで崩落の危険があり、補強にあたり自己所有地だけでは角度的に十分な強度を得ることができないため、申請地を譲り受け、既存擁壁に被せる形で補強擁壁を設置するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁を覆うように擁壁を敷設し、雨水排水については、既存宅地の側溝に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。大久保町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、5-2番・桑下の田、291㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造平家建て全高6.0m程度の居宅1棟で、建ペい率は34%です。転用事業者は、桑下にお住いの38歳公務員の男性です。現在、妻の実家で親と同居して生活していますが、子供の成長に伴い手狭となったことから、将来のことを考え、妻の実家に隣接する申請地を、妻の両親から譲り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、西側は既存擁壁、北・東側は新設擁壁を設け、雨水排水については、既存溜枡に排水し側溝を通じて既設水路に接続し、生活雑排水は浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。桑下町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第45号の説明は以上です。

長 森 会 長 大 山 委 員

ありがとうございました。続きまして地区担当委員のご意見をお願いします。

1区大山です。1-1ですが、この土地は宅地の中のわずか89㎡ほどの土地でありまして、道路も進入路もないような状態で、転用事業者に電話したが連絡が取れず、近隣の方に聞いたところ、その宅地は今の所有者が美容院を建てる予定だと聞いとるというようなことで、先程の4条のとというようなことで、先程の4条のというようなことで、先程の4条のというように思えて、私としてはもう一度聞きなおしてやったほうがいいのではないかと思えます。以上です。

長 森 会 長

1-2の戸島ですが事務局の説明通りです。池田委員より特に問題ないと報告を受けております。よろしくお願いします。

井家上会長代理

2番井家上です。 1-3中原の件ですが、農業用倉庫や農作業場として使いたいと言われております。推進委員さんに現場を見ていただき、問題ないと判断しております。

坂 本 委 員

8番坂本です。申請内容のとおり転用できれば、問題ないと現地も確認して判断しております。よろしくお願いします。

大 塔 委 員

12番大垳です。事務局の説明通り、擁壁の補強ということで推進委員さんから も問題ないとの報告を受けておりますので、問題ありません。よろしくお願いしま す。以上です。

太田委員

18番太田です。両親の隣に家を建てるということで問題ないと思います。よろしくお願いします。

長 森 会 長

事務局の説明並びに地区担当委員のご意見はお聞きの通りでございます。本案につきまして何か皆さんご質問等、ありませんか。

事 務 局

1-1について大山委員から状況の説明があったかと思います。事務局として申請代理人に聞いたところによると、申請地南の広告宣伝会社が事業拡張に伴い駐車場が必要になっているとのことであり、4条1-1番については乗用車の駐車場と

して使用したいとのことでした。また転用と関連する雑種地の一部を介して奥にある土地に4トンユニック車を置くものと聞いております。そのため事務局としては申請者から、それぞれ会社と4条土地所有者との土地の賃貸借契約書、また5条においては受人のと広告宣伝会社との契約書をいただいておりまして、土地については4条の部分5条の部分一体的に使われるということで判断させてもらっております。大山委員いかがでしょうか。

大 山 委 員

私は現場を見て判断したのですが、現地は1枚の田んぼなんです。そこへ近隣の牛を育てている方がおそらく牧草を作っているのだと思いますが、には進入路は全くないんです。そうなのであれば、そういう設計図とか取り交わした文章とかあると思いますが、そういうものも目にしておりませんし、ちょうど池の排水路になっておりまして、そこが。一部まだ排水路が完備できていないということで、そういうところも水利組合とどんな話ができとんだろうかと思います。近隣の方に聞いたんですけど、相談もないからわしはわからんけどやるんならやるんでしょういうぐらいなことのようです。もう少し詳しく、そういった設計書とか承諾書とかそろえた方がいいのではないかと思います。

事 務 局

大山委員のご指摘の部分なんですが、今回議案書と一緒に送らせていただいた図面の中には借地部分の記載があるものが提出されていたので、事務局としてはそちらの方で確認できていたのかなと思っておりました。借地部分につきましても土地に入ろうとしたときに通るべきところについては4条の申請人であるが所有されている土地でもありまして、そこの土地につきましては当然に賃貸借契約が結ばれているので、通行にあたって支障のある権利の関係については整理ができているものというところで認識をしておりました。

大 山 委 員

現場は の土地も入ることになるんです。その方とは話ができているので しょうか。

事 務 局

今回の道路から申請地のところへのアクセスにつきましては4条の方で申請がなされました農地、そして北側にあります雑種地、雑種地の一部を介した後に市の所有であります水路の方があってその北側に今回申請地がある状況になっております。その中で農地及び雑種地の部分については と広告デザイン会社との間で賃貸借契約書が交わされているため、そこの進入については問題ないというところで確認をしておりました。

大山委員事務局

はいいのだが、 とは話ができているのでしょうかね。 との間では今回、5条の申請が出てきておりまして、当然 の方

大 山 委 員

普通でしたら進入路とかがいる、別に分筆せにゃあいけんのんじゃないんですか。進入路として使うとしたら、本人だけが使うわけではないんでしょうから。

事 務 局

進入路として使うのは雑種地なので、内面積でその部分については契約書の中でも面積の方、算出されて福島さんが土地の賃貸借契約を結ばれていらっしゃると。

大 山 委 員

わかりました。わたしとしては勉強不足で何とも言えませんので、ここは保留に していただきたいと思います。皆さんは十分認識がある方でしたらお分かりになる かもしれませんが、誠に申し訳ございません。

長 森 会 長大 山 委 員

そういう話はもう少し事前にしていただかないと困るんですけど。

は譲渡人ということで申請書の方にも押印いただいております。

長 森 会 長 大 山 委 員

から電話がないもんでね。電話してくれと伝えていたのだが。それで 確認が取れていないのです。

大山委員にお尋ねしますが、この件は特に問題はないのですか。

いやただ、普通でしたら駐車場ですから道路からすぐ入れるようなところなんですけど、かなりの距離があるんです、何十㎡か。そういうところを一人の所有権だけでしょうけど運送会社等も通るんでね。やはり確実に道路様式なら道路様式にしとくのがいいんじゃないでしょうか。 のところをね。そうしないと田んぼの中にポツンと全然形もないんですけど、交換分合されて、こういったわずかなのが残っとるからということなのですが。

 長森会長

 事務局

 大山委員

務

委

Ш

局

員

どうしようか。

5条の転用事業の見込みがないということですか。

4条は確実に道べりですから問題ないと思います。

農地はお墓を作るんでも墓地は20㎡で、あとは管理地にせえとかあるいは進入路にせえとかあるが、雑種地はそういったことが全くないのか。何にしてもいいのか。分けるべきではないのか。そういうところも私は勉強不足ですので。

通る人の通行権が確保されているかどうか、ということですよね。

ええ。そういうこともあると思います。

資料はもらってはいるんですがね、これを見てもね、駐車場へ行くだけの進入路が確保できるんだろうか。できるのであればそれなりの契約書、そういったものが締結されていると思うのですが。

事 務 局

事

大

書類については、先ほど大山委員がおっしゃられた土地の賃貸借契約につきましては今回、4条の申請地と併せて雑種地につきましても契約書の中では地番が記載され、その中に借りられる部分の面積も記載をされた契約書の方が添付を受けています。なので5条で と契約を結ばれる広告宣伝会社の方がそれは4条のと個別に契約を行っているのでその部分で契約が成立しているので、土地の通行について権利的に制限を受けることはないというところを確認はさせていた

充分に説明ができるのであれば、大丈夫ですが、できることなら進入路は進入路 としてきちんとした方がいいんじゃないかと。

ここでいったん休憩に入りたいと思います。

≪ 休憩 ≫

だいております。

はい、それでは協議を再開します。大山委員、意見をお願いします。

現地は採草地といいますか、牧草を刈り取ったような状態で、この番地がどれだけのものか目視することはできません。道路からそこまで進入するのは、30メートルほどあるものの貸借で土地を借りているということと、排水路になっている敷地の雨水を放流するという同意はできているようですが、放流先の道路べりの水路が崩壊している状態で、そこに水が入っていくのではないかと思います。水利組合との話はできているようですが、工事の時にその辺も踏まえて整理するようにと農業委員会から指摘がありました、ということで許可をしたらいいのではないかと思います。申請者には私の方からも連絡をしたいと思います。

はい、大山委員からのご説明がありましたが、なにかご意見ありますか。 ありません。

それでは、採決に移ります。議案第45号について、原案通り賛成の方は挙手を お願いします。

《 多数、举手 》

はい、賛成多数ということで、原案通り承認されました。

続いて議案第46号農地転用事業計画変更承認について、事務局、説明お願いします。

それでは、議案第46号の説明をいたします。今回、加茂地区から1件の申請です。議案書のページで申しますと10ページから11ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

2-1番・加茂町倉見の畑、30,399㎡の件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地です。転用目的は、風力発電施設の設置工事の作業場、土砂仮置き場及び進入路を整備するための一時転用で、変更後の一時転用期間は令和3年10月1日から令和6年5月31日までです。申請地において、作業場、土砂仮置き場及び進入路を整備するため、令和元年11月11日付けで農地法第5条の規定に基づく転用許可を受け転用事業を進めておりましたが、当初計画にあった本件許可を受け事業を進めていたところ、風力発電設備の発電機メーカーが破産となったことから発電機の再選定に時間を要し、また、新型コロナウイルスの

大 山 委 員

長 森 会 長 *

長 森 会 長 大 山 委 員

長 森 会 長 *

長 森 会 長

*

長 森 会 長

事務局(津山)

感染拡大防止対策に伴い遅延が生じていたことにより工事未着手となっていましたが、再選定等が完了したことから、一時転用期間を変更するため事業計画変更承認申請がなされたものです。転用にあたり、作業場及び土砂仮置き場の境界部分については、申請地に土提や素掘り水路を設けるとともに、仮置土の土砂流出が起きないよう隣接農地から5m以上の緩衝地を設け、雨水排水は自然浸透を基本とし、予備的な対策として土提や素掘り水路を設けて既存水路に接続し、進入路の境界部分については、整地したのち鉄板を敷設し、雨水排水については、農地に面した部分に2mの緩衝地を設け自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。申請地は農振農用地でありますが、変更後の転用計画は農地区分から見て問題ないものと考えられ、また、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度以下であると認められることから、事業計画の変更は問題ないものと考えます。

議案第46号の説明は以上です。

長 森 会 長山 下 委 員

ありがとうございました。続きまして担当委員のご意見をお願いします。

19番山下です。この度、津山市に対してCEFウィンドファーム事業対策協議会よりウィンドファーム事業に関する要望書が出されたと聞いております。地元住民の方、及び関係機関より事業説明が不十分である等の声が多数寄せられている状況です。地元対応として十分なる説明会の要望をしてください、とのことです。農地法での転用はできますが、こういった声がある中で委員会としてどういった対応をしていくのが良いのか検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

長 森 会 長

はい、今、山下委員より検討してくださいとのご意見がありましたが、その前に 地元説明に関しまして、土木業者の坂本委員がおられますので、どういう風な流れ でどういう点で説明するのか、わかる範囲で説明いただけたらと思います。

坂 本 委 員

はい、一般論で言うと、皆さんご存じのように公共事業があると思いますが、そういった事業は入札になる前にいろんな諸官庁との折衝が終わった後に入札になるので、例えば弊社で落札をした場合は弊社の中で概ね2週間ほどで施工方法や施工期間を決めて、具体的な内容と施工期間を地元に対して説明会をするのが一般的なものです。一方、こういった民間の事業は、事務局の説明のとおり発電機メーカーが破産倒産し発電機自体を全く他社のものに入れ替えるとなったら、工事自体も遅れることが推測されますが、それ以前にもともとの申請そのものを差し替えるようになるので、考えられる以上に期間が遅れるようになると思います。

地元の方はここで風力発電が始まるだろうなと思っている中で数年前から聞いている事業が始まらない、その一方でそろそろ始まりそうだ、こういう申請も下りたみたいだ、といったうわさが錯綜して、そういった心配をされているのではないかと思いますが、こういった大きい事業でしたら当然 のような大手が参入されて指揮を執ってされるでしょうし、この程度の規模であれば、半年前くらいから地元説明会が開催されるのではないかと推測されます。私も建設業者ですからいろんな情報を聞きますが、この事業が本格的に始まるのは来年の春以降じゃないかと思うので、これから先、年末から年明けくらいから地元説明会があるのではないかと思います。それがなければ、地元の方が不安に思われるのは当然と思いますので、それはそれで対処されればいいのではないかと思います。

ついでに言わせてもらったら、これについては地元の不安に思われている方が施主に対して出す要望であって、山下委員はいろんな意見があってこの場にこのような意見を出されたと思うのですが、我々はその土地がどのように使われるようになるのかを協議する委員会だと私は認識しているので、ここで皆さんが協議するのは違うのではないかと個人的には思いました。以上、一般的にはこのような説明となります。

長 森 会 長

ありがとうございます。今の説明でお聞きのように、地元説明会はあるとは思いますし、農地法上は支障もありませんので、山下委員、一応まあ地元の意見があっ

たので、今後丁寧な地元説明を行うということでよろしいですか。

坂 本 委 員

地元説明会はあると思いますよ。この業に就いて以来、公共でも民間でも説明会 がなかったということは聞いたことがありません。

山 下 委 員

そういう中で地元の人の不安はかなりあると思う。農地転用自体はどうしようもないけど、それ以外のことは意見できないと伝えてはいるが、農業委員会というか委員として地元の人にどういう風な説明をしたらいいのかと思い、ここで言わせてもらったわけです。

坂 本 委 員

委

員

元

寺

今のような一般的な例で言われたらいいのではないでしょうか。

10番寺元です。地元委員として、農業委員会がこのようなことを施主に対して指導というかあるいは話をするというのは、行政法上の違反がなければ、指導や話をするのは問題ないのではないかと思うのですが。相手方が行政法上そういう指導は文書で出してくれ、それは行政法上正しいのかどうかという話になった時は、弁護士さんに相談して法的に問題なければ積極的に対応して頂ければと思っております。

長 森 会 長 吉 野 委 員

はい、他にご意見は。

13番吉野です。弁護士として意見を申し上げます。ここでは法に規定があるかないかによって判断されたらいいと思います。では今の話のような指導する権限があるのかないのかというところですが、おそらくわたしはないだろうと思います。法律による行政の原理からすると法の規定にない行政指導をすることは違法ということになりますので、ここはもう法律の規定通り要件が満たすか満たさないかだけを判断するしかないと思います。現地の委員さんの話もわかりますが、農業委員会としたら法律の規定通り手続を進めていかないといけないのではないかと思っておりますので規定通り進めていかれたらどうかなと思います。

長 森 会 長

はい、ありがとうございます。只今色々な意見が出ましたが、農業委員会としては農地法上問題ありませんので許可意見で問題ないかなと思います。また強制力はありませんが地元説明会を丁寧に行っていただくということを口頭で伝えるということでご理解をいただくということでよろしいでしょうか。

よろしい。

* 長 森 会 長

それでは採決に移りたいと思います。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

《 多数、挙手 》

長 森 会 長

はい。賛成多数ということで、原案通り承認いたします。

続きまして、議案第47号に非農地証明願承認について筆頭者説明お願いします。

小 島 委 員

7番小島です。1-1ですが自宅に古い道があって、だんだんと広がっていき今のような進入路になってしまったということです。よろしくお願いします。

井家上会長代理

2番井家上です。1-2の新田の件ですが、議案4.4号1-2の一般住宅の関連ですが、農業用倉庫を建てられてしまっていたようです。この倉庫が住宅の隣にあたります。よろしくお願いします。

坂 本 委 員

8番坂本です。財産分与で調べていたら農地のままになっていたことが判明した そうです。現地は中庭のような土地でした。長い間庭として使われていたようです し、周りも住宅に囲まれているようなところですので致し方無いと思います。よろ しくお願いします。

岡 田 委 員

11番岡田です。4-1ですが家の近くの田んぼに防火用水を昭和45年頃に作ってしまったようです。よろしくお願いします。

また4-2ですが、昭和55年に住宅を新築した際、農地法を理解しておらず宅地への進入路を作ってしまったそうです。よろしくお願いします。

長 森 会 長

はい、ありがとうございました。筆頭者の皆様のご意見はお聞きの通りですが、 何かご意見ございますか。

*

ありません。

長 森 会 長

ないようなので採決を取りたいと思います。本案に承認される方は挙手お願いし

ます。

*

長 森 会 長

賛成手多数ということで本案は原案通り承認されました。続きまして、議案第4 8号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断につ いて上程いたします。筆頭者の方、説明お願いします。

委 員 1区大山です。十数年耕作しておらず、背丈をこえるほどの森林となっていま

長 森 会 長

1番長森です。現地は狭い谷の中で、前が住宅で後ろが山となっており日陰で、 荒れ地となってしまったようです。致し方無いと思います。よろしくお願いしま

下 委 員

19番山下です。この土地は、以前にこの周辺で非農地通知を出しており、その 際に残っていたような土地です。仕方ないと思います。

長

ありがとうございました。筆頭者の説明は只今お聞きいただいた通りでございま す。本案についてご質問、ご意見はございませんか。

*

ありません。

長

ないようでしたら採決を取ります。本案に賛成の方、挙手をお願いします。

≪ 多数、挙手 ≫

≪ 多数、挙手 ≫

長 森 会 長 賛成多数ということで、原案通り承認されました。

続きまして、議案第49号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明 をお願いします。

事 務 局

議案第49号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。

議案書のページは、15ページから19ページです。15、16ページに集計表 を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区2件、加茂地 区1件、勝北地区6件、久米地区2件の合計11件、所有権移転によるものが津山 地区1件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条 第3項の各要件を満たしていると考えられます。

議案第49号の説明は以上です。

長 森 会 長

ありがとうございました。事務局からの説明は只今、お聞きいただいた通りでご ざいます。本案につきまして何かご質問等、ございませんか。

ありません。

長 森 会 長 *

ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手お願いします。 《 多数、挙手 》

長 森 会 長 賛成多数ということで、原案通り承認されました。

続きまして、議案第50号農用地利用集積計画の承認について(農地中間管理権 の取得)について上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第50号農用地利用集積計画の承認について (農地中間管理権の取得)、を説 明いたします。

議案書のページは、20ページから21ページです。20ページに集計表を載せ ております。今回の利用権設定は、貸借によるものが、久米地区1件です。以上、 農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た していると考えられます。

議案第50号の説明は以上です。

長 会 長 森

ありがとうございました。事務局からの説明は只今、お聞きいただいた通りでご ざいます。本案につきまして何かご質問等、ございませんか

ありません。

長 森 会 長 ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手お願いします。 ≪ 多数、挙手 ≫

長 長 森 会

賛成多数ということで、原案通り承認されました。

続きまして、議案第51号津山市国民健康保険運営協議会委員の推薦について上

大 Щ

Щ

長 森 会

長 森 会

程いたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

それでは、議案第51号の説明を行います。これは、現在津山市農業委員会から 推薦している津山市国民健康保険運営協議会委員の任期が令和3年9月30日で満 了となることに伴い、津山市より新たな委員の推薦について、依頼があった為、新 たに推薦するものです。任期は令和3年10月1日から令和6年9月30日までの 3年間です。前回は太田委員がこの委員を務めて頂いております。推薦対象者は国 民健康保険の被保険者の方で、任期満了時点で74歳以下の方です。

先程、運営委員会の中でこの議案について事前に協議をいただきましたところ、外部団体の委員の推薦につきましては、会長にご就任していただくというところで調整されてきましたが、会長、会長代理が推薦対象に当てはまらず、運営委員長である太田委員の方に引き続き任に当たっていただくというところで運営委員会では意見がまとまっております。この運営委員会での協議の結果を踏まえましてご協議いただければ幸いです。

議案第51号の説明は以上です。

長 森 会 長

ありがとうございました。事務局からの説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問等、ございませんか。

ありません。

長 森 会 長

ないようですので採決に移ります。本案について太田委員を推薦する賛成の方は 挙手お願いします。

≪ 多数、挙手 ≫

長 森 会 長

賛成多数ということで、原案通り承認されました。

続きまして、報告第11号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第11号について説明します。議案書のページは23ページから25ページです。

今回は、相続によるものが5件25筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。

その他詳細は議案書のとおりです。報告第11号の説明は以上です。

長 森 会 長

ありがとうございました。それでは、議事はここで終わりましたが、委員のみな さまから、何かございますか。

ありません。

長 森 会 長 事 務 局

ないということですので、事務局から次回の日程について説明お願いします。 事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。

次回、10月の定例委員会ですが、令和3年10月11日月曜日午後2時より、 市役所本庁舎2階大会議室で行います。

繰り返し申し上げます。

次回、10月の定例委員会ですが、令和3年10月11日月曜日午後2時より、 市役所本庁舎2階大会議室で行います。

運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。

また、農業委員会にご出席いただく委員の方において、風邪の症状などの体調不良の場合は、参加を自粛いただくとともに健康管理の徹底をお願いいたします。加えて、会場入り口には、手指消毒用の消毒液、体温計、予備のマスクを置いてございますので、ご利用いただきたいと存じます。

事務局からの連絡は、以上でございます。

長 森 会 長

ありがとうございました。それではこれを持ちまして定例会の審議を終了いたします。

(15:30終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 長森 健樹

署名委員

	署名委員	EI	
	署名委員	(EII)	